

○豊川市男女共同参画審議会規則

平成21年 3 月25日規則第 5 号

改正

平成22年 3 月31日規則第62号

平成25年 3 月28日規則第15号

豊川市男女共同参画審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、豊川市男女共同参画推進条例（平成21年豊川市条例第15号。以下「条例」という。）第20条第 7 項の規定に基づき、豊川市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めます。

(委員)

第 2 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱します。

- (1) 公募した市民
- (2) 学識経験者
- (3) 各種団体を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、会長にあつては委員の互選により定め、副会長にあつては会長の指名した者を充てます。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表するとともに、審議会の会議（以下「会議」という。）の議長となります。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(会議)

第 4 条 会議は、会長が招集します。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができません。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによります。

(関係者の出席)

第5条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができます。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開します。ただし、会長が必要があると認めるときは、公開しないことができます。

(部会)

第7条 審議会は、会長が指定した事項を調査研究させるため、部会を置くことができます。

2 部会は、会長が指名する委員をもって構成します。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定めます。

4 部会長は、会務を総理し、部会の会議の議長となります。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名した部会に属する委員がその職務を代理します。

6 前各項に掲げるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定めます。

(庶務)

第8条 審議会及び部会の庶務は、市民部人権交通防犯課において処理します。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めます。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行します。

附 則 (平成22年3月31日規則第62号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月28日規則第15号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。